

当報告書の利用や報道にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

三重県いじめ調査委員会調査報告書（公表版）

令和4年3月17日

三重県いじめ調査委員会

第1 本件事案の概要

- ・本件事案は、県立高等学校（以下「本件高校」という。）に在籍し、ある運動部（以下「部活動」という。）に所属していた当時1年生の男子生徒（以下「本児」という。）が、平成30年8月19日に、自宅で自死したという事案。
- ・本件事案に関して、三重県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）による調査が行われ、審議会は、令和2年3月6日に調査報告書（以下「審議会報告書」という。）を提出した。
- ・遺族は、同月30日に審議会報告書には調査内容の誤り又は調査不十分な箇所があり、再調査を求めるとの意見書（以下「遺族意見書」という。）を提出した。

第2 当委員会の構成、審議及び活動の経過等

1 委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

職名	氏名	所属
委員	大日方 真史	三重大学教育学部准教授
委員	金井 剛	三重県立子ども心身発達医療センター長
副委員長	小池 敦	三重県立看護大学教授
委員長	庄山 哲也	三重弁護士会推薦弁護士
委員	竹村 浩	特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター事務局長
委員	本江 優子	公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局次長

2 当委員会の役割

- ・当委員会は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第30条第2項及び法第31条第2項の附属機関として設置。
- ・知事の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査・審議する役割を担う。

3 当委員会の審議及び活動の経過

当委員会の審議、調査など活動の経過は以下のとおりである。

日付	審議及び活動の経過
令和2年8月21日	第1回委員会開催
令和2年9月29日	遺族との面談
令和2年10月12日	第2回委員会開催
令和2年12月7日	事件当時の校長からの聴取
令和2年12月13日	部活動上級生からの聴取
令和2年12月13日	部活動上級生からの聴取
令和3年2月10日	同級生の保護者からの聴取（電話）
令和3年2月28日	他校生からの聴取
令和3年4月23日	第3回委員会開催
令和3年5月19日	遺族からの聴取
令和3年5月31日	遺族からの聴取
令和3年7月1日	部活動上級生からの聴取
令和3年8月11日	第4回委員会開催
令和4年3月11日	遺族との面談
令和4年3月15日	第5回委員会開催

第3 認定事実等

※当委員会において認定した事実、以下1～12のとおりである。

※このうち点線・四角囲みは、認定した事実のうち、いじめと認められるかどうか等の検討を行ったものであり、さらに、いじめと認定したものについては、本児の自死との間に因果関係があったかどうかについての判断も行った。

※なお、いじめ及び因果関係に関して、当委員会が採用する定義は次のとおりとする。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（法第2条第1項）。

<因果関係の概念>

- ・当委員会の役割は、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことであり（法第30条第2項）、法第28条第1項の定める設置する学校の下に設けられた組織の役割は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことである（法第28条第1項）。
- ・同項の定める設置する学校の下に設けられた組織及び当委員会が果たすべき役割に鑑みれば、当委員会が、法的な因果関係の有無を論じる必要はない。
- ・一方で、当委員会としては、いじめが本児に対して事実上の影響を与えたか否かについて検討する必要があるから、いじめがなかったのであれば、本児が自死に至ることはなかったか否かについて論じる必要がある。
- ・そこで、当委員会は、因果関係を、いじめがなかったのであれば、本児が自死に至ることはなかったであろうという条件関係（事実的因果関係）に類似した概念として定義する。

1 本児の生活状況等

- ・本児の保護者（以下「保護者」という。）は、本児が指示に従わない時には、本児が使用していたスマートフォンを取り上げるなどのペナルティを課していた。
- ・保護者は、本児を連れて平成30年12月中に、他の家族と同居する家を出る予定であった。同年7月、保護者と本児は、LINEアプリ（以下「LINE」という。）で、同年12月には家を出ていく旨のやりとりをしている。
- ・本児は、同級生に対して、電話で「家庭でもうまくいっていない」、「お金が貯まったら※と※※が出ていく」（※には本児が、※※には保護者が入る。）と話している。

2 本件高校における学校生活

- ・本児は、平成30年3月31日、県内の中学校を卒業し、本件高校に入学した。
- ・本児のクラスの同級生の間において、LINEでグループが作成され（以下「グループLINE」という。）、本児もこのグループLINE（以下「クラスのグループLINE」という。）に参加していた。
- ・担任教諭は、クラスのグループLINEに参加しておらず、そこに送信されたメッセージも全く確認していなかった。

3 本件高校入学当初のトラブル

- ・本児は、平成30年4月ごろ、ゲームセンターで、本件高校のある生徒から髪の毛にガムをつけられたことがあった。この生徒が本児と中学生の時に揉め事を起こした相手と風貌が似ていたことから、本児が、その相手とこの生徒が同一人物であると勘違いし、本児がこの生徒に声をかけたことが、このトラブルのきっかけであった。
- ・本児は、この生徒から、髪の毛にガムをつけられたものの、そのことを引きずっていた様子はなく、その後、この生徒との間におけるトラブルは終息した。

いじめと認められるか等の検討：

- ✓ いじめ行為として認定
- ✓ 本児の自死との間の因果関係なしと判断

4 部活動の人間関係及び部活動の活動内容

- ・本児は、本件高校の部活動に入部した。部活動の顧問は、本児の担任教諭であった。
- ・部活動においては、グループLINEが作成され（以下「部活動のグループLINE」という。）、本児もLINEのトーク機能を利用してメッセージを送信したり、メッセージを受信したりしていた。
- ・トレーニングのメニューは顧問が考案し、各部員は、そのメニューをこなしていた。しかし、体幹トレーニング等を行っている時に、下級生の一人が脱落した場合、上級生が顧問から指示されていた時間を超過して、「連帯責任」と告げて、下級生全員に体幹トレーニングを継続させていたことがあり、「しごき」と評価できる側面もあった。

- ・上級生が下級生に指導をすることもあったが、ある上級生(以下「上級生 A」という。)の1年生に対する指導は厳しかったため、顧問は上級生 A に指導をさせないようにした。
- ・当初の本児と上級生 A の関係は良好なものであったが、次第に、本児と上級生 A の関係は悪化していった。上級生 A は、本児に対して、厳しい言葉を投げかけたことがあり、平手で肩を叩いたこともあった。

いじめと認められるか等の検討：

- ✓ いじめ行為として認定
- ✓ 本児の自死との間の因果関係ありと判断

- ・また、別の上級生(以下、「上級生 B」という。)は、本児とは別の者に対して、竹刀を振り下ろして、素手で竹刀を受け止めさせる「真剣白刃取り」という行為をしていた。

いじめと認められるか等の検討：

- ✓ 上級生 B が本児に対して真剣白刃取りの暴行を加えていたと認めるに足りる証拠はなく、かかる行為があったことを認定することはできない。

- ・本児は、部活動の練習に参加しなかったり、遅刻したりすることがあり、部活動の上級生から、練習への参加を促されることが多かった。そのため、平成30年7月22日、上級生 B は、部活動のグループLINEに、本児を名指して「お前ほんまに遅れんなよ」と送信した。
- ・本児が、この部活動の部員や県外の生徒らが出場する大会(以下「大会」という。)の集合時間に遅刻したことから、上級生 B は、同年8月8日に、本児を名指して「明日9時遅れやんよ」と送信した。この直後に、部活動のグループLINEの「※先輩」(※には上級生 A が入る。)から本児に対し「遅れたら坊主な」というメッセージが送信されており、上級生 A がかかるメッセージを送信したものと認められる。
- ・「遅れたら坊主な」というメッセージが送信された後、部活動のグループLINEに、本児が「坊主は嫌です」というメッセージを送信したところ、「※先輩」(※には上級生 A が入る。)から本児に対して「おくれやんだらいいだけ」というメッセージが送信された。

いじめと認められるか等の検討：

- ✓ 上級生 A によるいじめ行為として認定
- ✓ 本児の自死との間の因果関係ありと判断

5 大会の遅刻

- ・部活動は、大会の参加を申し込み、部活動が取り組む種目の競技等は、平成30年8月初旬の数日間、県内の会場において行われた。
- ・本児は、大会初日、会場の設営などを行う予定であったが、集合時間に到着することができなかった。

- ・大会初日、本児が、部活動のグループLINEに「今起きてしまったので急いで行きます」と送信したところ、上級生A、上級生Bとは別の上級生（以下「上級生C」という。）は、「殺すぞ」、「何しとんねん」などと送信した。上級生Aも、部活動のグループLINEに、「ほんまな」と送信した。上級生Cは、続けて「これ何回目？まあ笑 お前必要としとる人間あんまりおらんけど」とも送信した。
- ・本児は、部活動のグループLINE内で上級生Cのメッセージに対して直接反論しなかったものの、LINEのタイムラインに、上級生Cのメッセージに反発する内容の投稿をした。
- ・本児による投稿を察知した上級生Cは、本児の投稿を撮影したスクリーンショットの画像を部活動のグループLINEに送信し、「いや、草」と付け加えて送信した。この上級生Cのメッセージに対しても、上級生Aは、「ほんまな」と送信した。
- ・別の1年生は、部活動のグループLINEで本児が上級生Cなどから責められている様子を見て、部活動のグループLINEに「あんまり責めないであげてください。」と送信し、上級生Bも、上級生Cに向けて「その辺でやめとけ」と送信した。ある3年生の部員は、本児宛てにLINEで直接「遅れても来いよ」、「※もちょっと言い過ぎやけど来るように」（※には上級生Cが入る。）と送信した。
- ・加えて、上級生Cは、部活動のグループLINEでのメッセージ送信だけではなく、本児宛てにLINEで直接、本児を追い詰める複数のメッセージを送信した。
- ・ところで、本児は、ある同級生（以下「同級生D」という。）に対して、大会初日、LINEで「あー、もう※終わったら部活辞めるわ笑笑笑笑」（※には大会名が入る。）、「やから正直俺は体に部活が会ってないから※部行きたい」（「会」の漢字は原文ママ、※には別の運動部が入る。）、「あとは先輩がちょっとしつこいかな」、「遅れただけであれやで」などと送信した。

いじめと認められるか等の検討：

- ✓ 上級生C及び上級生Aによるいじめ行為として認定
- ✓ 本児の自死との間の因果関係ありと判断

- ・本児は、8月11日、顧問に対し、LINEで「相談したいことがあります」、「※が家出るために働いていて」（※には保護者が入る。）、「最近寝てないみたいで」、「自分も協力したいと思っています」と送信し、遠回しに部活動を退部する意向を伝えようとした。これに対して、顧問は、本児に、「相談は直接会って聞きます。それが社会の常識。急ぎでなければ、盆休み明けに、練習の後に聞きます。」と返信した。
- ・また、本児は、8月11日、保護者に対して、LINEで「部活正直ちょっと辛いし、今家出るために※ずーと働いてあんまり寝てないやん？」（※には保護者が入る。）と送信した。これに対して、保護者は、「お前さ部活辞めたいだけやろ」と返信している。さらに、本児は、同月、保護者に電話で泣きながら部活を辞めたいと言っていた。
- ・本児は、8月11日、部活動にストレスを感じていた1年生の部員に対し、LINEで「俺も部活辞めるわ」、「※の為に働く」（※には保護者が入る。）と送信した。
- ・本児は、大会の遅刻の件により、徐々に高まっていた部活動を退部する意志を一層固め、8月11日には退部する決意をしたことが認められる。

6 本児の自転車の損壊

- ・平成30年5月31日、本児は、保護者に対して、LINEで「自転車事故って前輪変になった」、「自転車避けたらドーン」と送信した。保護者は、本児のメッセージから、本児が自転車を事故で破損させたと思っていた。本児の自転車は前輪、ハンドルの軸の部分が歪んだ状態であった。
- ・本児は、同級生Dに対して、2名の部活の先輩にちょっとだけ自転車を貸したところ、返ってきた自転車が壊れていたと話していた。また、同級生Dは、本児が自転車を部活の先輩に貸したところを目撃している。
- ・上級生Bは、警察から、上級生A、上級生C及び上級生Bが自転車損壊に関与しているのではないかと言われた。しかし、上級生B、上級生C及びさらに別の上級生（以下「上級生E」という。）は、いずれも本児の自転車損壊への関与を否認している。また、上級生C及び上級生Eは、本児の自転車損壊に関与している者を知らないと述べている。
- ・本児は、損壊された自転車を修理するよりも、自転車を買替えた方が安価であることから、自転車を買替えることにした。

いじめと認められるか等の検討：

- ✓ 部活動の上級生（人物特定できず）によるいじめ行為として認定
- ✓ 本児の自死との間の因果関係ありと判断

7 同級生Fと本児の関係

- ・ある同級生（以下「同級生F」という。）と本児は、一緒にゲームセンターで遊ぶなどしており、学校外の交友関係もあった。
- ・平成30年7月25日、本児は、同級生Fの財布を誤って自宅に持ち帰ったところ、立腹した同級生Fが本児の自宅を訪問したことがあった（以下「財布のトラブル」という。）。同級生Fは、ひどい剣幕で、本児に飛びかかりそうな様子であったが、本児から財布を返されると帰って行った。本児は、同級生Fの様子を見て、あきれているようであった。

いじめと認められるか等の検討：

- ✓ 本児が心身に苦痛を感じていたとは認められないことから、いじめと認められない

- ・7月28日、本児と同級生Fの共通の友人（以下、「友人G」という。）は、本児に対して、LINEで「仲直りしたらしいやん」と送信し、これに対して、本児は、「おう」と返信している。友人Gは、このメッセージについて、本児と同級生Fが何らかのトラブルがあってケンカをしたものの、その後仲直りをしたことに触れたものである旨説明している。財布のトラブルの後、本児と同級生Fは一緒に遊んでいた。
- ・本児は、同級生Fに対して、LINEであるメッセージを送信し、これに対して、同級生Fは、「は？」、「おまえなめてんの？」と返信するなど、口論のようなやり取りがされていた。そのやり取りの中で、本児は、同級生Fに対して、複数の友人の名前を挙げて「※辺りは長いからこそ利用価値がある」（※には複数の友人が入る。）と送信し（以下このメッセージを「利用目的発言」という。）、それに対して、同級生Fは、「待つて友達のこと」、「利用しようと考えてるの」

と返信している。

- ・その後、友人 G は、本児に対し、LINE で、本児は同級生 F の将来の夢を馬鹿にしており、同級生 F が立腹した理由は夢を馬鹿にされたためである旨指摘するメッセージを送信している。

- ・平成30年8月12日、同級生 F は、本児が煙草を吸っているところを撮影した画像（以下「喫煙行為画像」という。）をクラスのグループLINE に送信した。その上で、同級生 F は、クラスのグループLINE に、本児を煽るないし本児に対する皮肉めいた複数のメッセージを送信した。同級生 F の送信したメッセージに同調する生徒もいた。
- ・8月13日、本児は、クラスのグループLINE から退会した。
- ・本児は、8月14日、同級生に対して、LINE でクラスのグループLINE がどのようなになっているか問い合わせ、クラスのグループLINE の画像の提供を受けた。
- ・本児が退会した後、クラスのグループLINE には、クラスの同級生による、本児を非難する複数のメッセージが送信されていた。本児は、画像の提供を依頼した同級生に対して、LINE で「学校のやつなんてどーでもいいやー的な？」などとクラスのグループLINE には復帰しない旨のメッセージを送信した。
- ・8月12日から翌日にかけて、本児と友人 G は、お互いにLINE で多数のメッセージや画像を送信している。その中で友人 G は本児に対し、同級生 F との関係修復を説得したが、本児は拒絶した。また、本児は、「俺は担任に怒られて?」、「んでもしかしたら退学や」とも送信し、担任教諭から叱責を受けたり、本件高校から処分を受けたりすることに不安を感じていた。

いじめと認められるか等の検討：

- ✓ 同級生 F によるいじめ行為として認定
- ✓ 本児の自死との間の因果関係ありと判断

8 その他の交友関係

- ・本児には、友人 G の他にも 2 名の友人がおり、そのうちの 1 人が作ったグループLINE に参加し、同級生 F もこれに参加していた。
- ・同級生 F は、平成30年8月12日、このグループLINE に、利用目的発言の画像を送信した上で、本児のことを指して「あいつ、君らのこと利用目的らしいで」と送信した。
- ・本児は、8月13日、このグループLINE から、同級生 F を退会させた。
- ・本児は、友人 G とゲームセンターで遊んだり、LINE や携帯電話の通話でやり取りをしたりしていた。本児は、同級生 F、友人 G の 3 人で遊ぶこともあった。

いじめと認められるか等の検討：

- ✓ 同級生 F によるいじめ行為として認定
- ✓ 本児の自死との間の因果関係ありと判断

- ・友人 G は、本児、同級生 F とそれぞれLINE でやり取りをして 2 人の関係修復を試みていた。

9 平成30年8月18日の状況

- ・平成30年8月18日の夜、本児及びその家族らは疲れており、家庭内の雰囲気は良くなかった。
- ・同日、あるドラマがテレビで放映されており、本児も、同番組を視聴していた。その番組には、自死を描写するシーンが含まれていた。
- ・保護者が2階のトイレに入ろうとしたところ、本児がトイレに入っており、保護者は、本児に早くトイレから出るよう言ったが、本児は、保護者に対して、下の階のトイレに行くよう答えた。保護者は、本児の態度に立腹し、部屋に戻っていた本児からスマートフォンを取り上げた。
- ・本児は、スマートフォンでグループLINEなどのやり取りをしていたようであり、スマートフォンを返すように求めてきた。その際、本児は、瞳孔を見開いたような顔つきをしていた。家族の1人も、本児がいつもとは違う様子で叫んでいる声を聞いていた。しかし、保護者は、本児にスマートフォンを返さず、「早く寝ろ」と叱りつけた。
- ・その家族の1人が本児の様子を見たところ、本児は、自室に戻り、「先輩から電話がかかってきたら出ないといけない」と言いながら、ベッドの上で膝を抱えていた様子であった。
- ・保護者が本児のスマートフォンを取り上げてから、本児が自死するまでの間、保護者が本児のスマートフォンを保管しており、本児が最後にやり取りをしたのは、保護者及びその家族の1人であった。
- ・ところで、本児がこれまでの間に自死のまねごとをしたことはなかった。また、8月の本児のスマートフォンのLINEのメッセージには、希死念慮がうかがわれる記載はなく、通話履歴の発信履歴にも、自殺対策に関わる団体への発信の記録はなかった。

10 本児の自死

- ・平成30年8月19日、本児が死亡しているところを遺族が発見した。
- ・本児の遺書や自死をほのめかすメモ等は残されておらず、警察は、本児の死亡の原因を、自死又は事故のいずれであるとも判断できなかった。

11 本児の自死後の出来事

- ・平成30年8月19日に、警察から校長に対して、本児の死亡の連絡があった。校長は本児の家庭を訪問し、遺族から事情を尋ね説明を受けた。
- ・その中で遺族は、本児には8月19日に友人と遊ぶ予定があり、本児が自死するとは考えられず、保護者を困らせる目的で自死の真似事をしたのではないかとも述べていた。
- ・8月20日、本児の通夜が執り行われ、同月21日、告別式が執り行われた。告別式には、校長、顧問（担任教諭）のほかに部活動の部員も参列した。

12 本件高校におけるいじめ防止への取組及び対応

- ・平成30年当時、本件高校においては、指導歴として記録されるような事件が頻繁に生じていた。ある生徒が嫌な言葉をすれ違いざまに言われたとか、クラスのグループLINEに1人を残して全員が退会したとか、生徒の下駄箱に空のペットボトルが置かれていたなどの申出が教員らにされていた。
- ・本件高校においては、教員らが丁寧に生徒の話聞くというスタンスを持つことを心がけていたため、生徒から前記のような申出が即座になされていたようである。
- ・本件高校においては、三重県立※高等学校いじめ防止基本方針（※には本件高校が入る。）が定められており、校長、教頭らによって組織される「いじめ防止委員会」が設置されていた。この基本方針には、いじめの防止等に向けた取組、いじめの認知、いじめの問題への対応などについて、本件高校の方針が定められている。
- ・本件高校において、いじめ防止の取組として、平成29年度は、SNS・ネット講演会、人権LHR、人権100文字メッセージ、いじめアンケート等を実施し、いじめ防止委員会が開催された。
- ・平成30年度は、SNS・ネット講演会、人権LHR、人権100文字メッセージ、スクールカウンセラーによる職員研修、いじめアンケート、ピンクシャツ運動を実施し、いじめ防止委員会が開催された。
- ・平成30年度にも、いじめアンケートが2回実施された。実施の時期は平成30年7月5日及び同年9月26日である。いずれのアンケートにおいても、1年生の提出したアンケートでは、いじめの件数は0件であった。

第4 再発防止に向けた提言・意見

1 子どもへの理解を深めることの必要性

【提言・意見】

- ・本件事案は特殊な環境下で生じたものではなく、学校や家庭など、日常生活の中で大人がごく普通に行っている対応が何層にも積み重なった結果とみなすことができる。
- ・子どもが発するSOSは必ずしも言語化して表れるものではなく、また直接に問題を言語化できないことも多く、身体の不調や様子など、子どもの全存在を通して発せられるということを周囲の大人は改めて理解する必要がある。

【本件事案の考察】

- ・本児は、自身が抱える苦しみを十分直接的に言語化できなかったことにより、本来相談すべき保護者や顧問（担任教諭）を動かすことができなかった。これまでに相談していた同居の家族等も、後に自死につながるほど増大する苦しみを本児が抱えていたことに気づくことができず、本児を救うことができなかった。こういった様々な事柄が重なり、本児は追い込まれていったものと推察される。
- ・本児のそういった状況は、外出をしない、食事量が減る、など行動や身体の問題にも現れていたが、それが十分に汲み取られることはなかった。

（前提となる考え方）

- ・子どもの悩みや思いは必ずしも言語化されるものではない。子どもは乳児期から、親の感情を読み取ると言われており、その時の親の状況や感情などを読み取り、自分の思いを表現する可否かを判断することも幼児期にはすでに身に付けている。子どもが周りの大人にSOSを出す力はこの時期に十分な受け手がいることで基礎づけられるといえる。
- ・さらに思春期に至ると、他者の立場や状況に対する観察力や配慮もさらに強くなっていき、場をわきまえて発言し相談するという社会性も高まっていく。また、この時期からは周囲の大人や仲間、あるいは社会からもある程度の自立を求められ、様々な問題を自ら解決することも求められていく。
- ・言葉によって表現されれば周囲も支援しやすいが、子どもは言語による表現力が大人に比べて未熟であり、様々な経験も大人に比べて未熟であるため、問題を解決する力は不十分であるといえる。また問題が重ければ重いほどそれを言葉にすることは困難であり、周囲への気遣いなどから、時には別な問題に置き換えて訴えることにもなりがちである。そして、的確な言葉によって周囲に助けを求めることができなければ、あるいは訴えを的確に受け止める大人が周囲に居なければ、解決は困難となり、身体的不調や行動化といった形で表現するしかなくなっていく。

2 子どもが発するSOSに敏感であること、かつ機会を逃さず対応すること

【提言・意見】

- ・子どもを取り巻く大人は子どもが表現する様々なSOSの形に敏感に注意を払い、感じ取った変化や表現を無視することなく、声掛けをし「その場で対応」することが求められる。

【本件事案の考察】

- ・本児が自死の8日前（8月11日）にLINEで申し込んだ相談に対して、部活動の顧問には「急ぎでなければ、盆休み明けに、直接会って聞きます」と先延ばしにされたことなどについて、追いつめられていた本児にとっては十分な対応ではなかった。

（前提となる考え方）

- ・子どもが悩みを抱え、それを言葉で表すことが十分できない時には、様々な身体や行動の変化として表現される。元気のなさ、口数の減少、表情が暗くなり笑顔が少なくなる、などの「様子」の変化。食欲が低下する、睡眠が乱れる、疲れやすい、下痢をするなどの体調の変化。学習や部活の活動に消極的になる、登校渋り、引きこもりがちになる、自傷や自暴自棄的な行為などの行動の変化。友人関係が変わるあるいは減る、会話や報告が減り頼らなくなるなどの対人関係の変化。苛立ち、泣くことが多くなる、気分が変わりやすい、ふさぎ込むなど感情の変化。問題行動が発生した時に、後から振り返ると「そういえば」ということが頻繁に観察されていることが多い。
- ・子どもが示すそういった変化は、言葉で表現できない、あるいは言葉で言っても伝わらなかった結果であることが多く、言葉による相談よりもむしろ重みをもつことがあるということを、子どもを取り巻く大人は知り、注意を払う必要がある。
- ・また、子どもは大人に比べて自らの行動をコントロールする力も未熟であるため、感情や思いが速やかに行動に繋がりがやすい。

3 教育の場として部活動の意義を再確認し指導体制を整えること

【提言・意見】

- ・学校、特に生徒の主体的な活動が中心となる高校における部活動は、競技等に取り組む姿勢とともにさまざまな人間関係を学ぶ教育の機会である。
- ・一方で、先輩・後輩という上下関係や熱心な指導者との関係は、部員一人ひとりの自由な参加の幅を狭める結果をもたらす可能性もある。
- ・本児にみられたような部活動での束縛感や閉塞感を生じさせないためには、取り組む競技に関することばかりでなく、部活動全般に亘って相談できる第三者的な役割を明確にした教員等を配置しておくなど、指導と支援の両側面を備えた仕組みの構築を検討すべきである。

【本件事案の考察】

- ・部活動での練習や上下関係の厳しさは、取り組む競技によっては必要な場合もある一方で、パワーハラスメントやいじめを生じさせる温床になり得るとともに、パワーハラスメントやいじめを助長する可能性があることは否定できない。
- ・本児が所属していた部活動の顧問の指導には定評があり、部員からの信頼も厚かったとのことである。しかしながら、部員間の人間関係の力動に関する点検・評価と改善に向けた働きかけについて、不十分な点があった可能性は否定できない。
- ・この部活動では3名の顧問が指導にあっていたが、その役割について明確でなく十分に機能していなかった可能性がうかがえる。

4 学校における組織的な対応の強化

【提言・意見】

- ・個々の教員の努力のみに頼ったり、特定の教員と生徒の関係のみに指導を閉ざしたりすることなく、学校において組織として取り組みを進める意識をすべての教員がもち、実際に機能する組織をつくりだしていくことが必要である。
- ・様々な教員が生徒に関わりながら生徒に関する理解を教員相互で深め、情報を共有し、共同で問題の発見・認識と対応の検討・判断を行い、組織的に取り組むことが求められる。

【本件事案の考察】

- ・平成30年度に実施されたいじめアンケートの結果ではいじめの件数が0件であったが、生徒間のトラブルがしばしば生じていることについて、校長や教員らは認識していた。そうした中で、対応に困った教員は校長に相談に訪れるものの、それ以外の多くの場合には報告や相談はなされず、教員に対応が委ねられていた状況にあった。いじめに対して校長や教員の認識が不十分になりかねないこうした体制がとられていたことが、本児に対する対応の不備につながった大きな要因であると考えられる。
- ・本児は、部活動における悩みについて顧問に相談を試みていた一方、上級生からのいじめや人間関係についての悩みを打ち明けていた友人らに対して、顧問に相談しても期待しているような応答や対応が得られないと語っていた。本児の担任でもあった顧問が問題の深刻さを把握できていなかったため、個々の教員に対応が委ねられている校内の状況では、悩んでいる本児に対しての対応が不十分になった。

5 人権教育の推進

【提言・意見】

- ・急速に生徒の中で普及しているSNSなどのインターネット空間でのいじめについて、研修・講演会を通じて、注意喚起とともにいじめ防止への意識を高めていくことが喫緊の課題である。生徒それぞれの生活背景、生徒間の課題などを踏まえたうえでの人権教育の一層の充実を期待したい。
- ・生徒がストレスに対処する能力を育む支援をし、すべての生徒が安心して過ごせる学校環境をつくることは、未然防止の観点から重要である。
- ・ネットリテラシー（メディア・ネットの特性を踏まえて、自由に安全に適正に活用する能力）教育はもとより、情報モラル（他者への影響を考え、人権など自他の権利を尊重し情報化社会での行動に責任をもつこと）教育を推進し、「ネット依存」やSNS等による「ネットいじめ」を防ぐとともに、人権に配慮した情報発信の在り方を生徒が考える機会を設け、規範意識や他者尊重をする意識の育成を図る必要がある。

【本件事案の考察】

- ・本件高校においても、「いじめアンケート」をはじめ、SNS・ネット講演会や人権LHRなどが実施されていたが、本件事案を未然に防ぐことができなかったことを踏まえると、いじめの早期発見のための措置が十分効果的に機能したとは言えない。実際、本件発生の1か月前に実施した「いじめアンケート」では、本児の該当学年でのいじめ認知は0件であった。
- ・平成30年度、本件高校において本児が亡くなるまでに行われた人権教育は、5月から6月にかけて実施された、身の回りの不合理や偏見、差別についての理解、また人間関係を円滑にするための言動についての人権LHRと、1年生（本児該当学年）のみを対象としたSNS・ネット講演会が1度だけである。同講演会の内容は、犯罪に関わる内容が中心であったと考えられ、直接的ないじめ防止の取組としては不十分であったことは否めない。このことを踏まえると、従来の講演会に加え、SNS・ネットにおけるいじめ防止の取組として、「ネットいじめを起こさせない・許さない」ことを意識付けるための新たな講演会の開催などについて、積極的に検討すべきである。本件において実際にはクラスの同級生だけではなく部活動の上級生からのLINEでのいじめがあったことから、1年生だけでなく全学年を対象に毎年継続して開催すべきである。
- ・いじめ防止等のための基本方針が策定されているにも関わらず、本件の発生を未然に防ぐことができなかったことから、基本方針がいじめ防止の観点で効果的に機能していなかったと言わざるを得ない。

6 いじめの当事者以外の生徒に期待される主体的な関与

【提言・意見】

- ・教員が人権意識を高め能動的に生徒と関わっていくことで、他者尊重に対する生徒の理解促進につながる。教育の場であるクラスにおいて、教員がこのような姿勢で向き合うことで、生徒間で協調、信頼、友情、受容などの健全な感情が育まれ、これがいじめへの対応の起点となる。
- ・もしもクラスでいじめが起きた場合、「いじめは許されないことである」という意識を生徒らが共通認識として持ちつつ、生徒間の健全な関係性が築かれている状態であれば、たとえ自らが加害者・被害者でなくても、当事者意識を持っていじめの解決を図ろうとする主体的な関与が促進されることになる。
- ・このことは、ある生徒がいじめの標的にされてしまった場合でもその生徒を守る助力となり、追いつめられてしまう事態に陥らせないために重要である。

【本件事案の考察】

- ・同級生 F がクラスのグループLINEに喫煙行為画像を送信した上で本児を煽らないし本児に対する皮肉めいた複数のメッセージを投稿し、これらのメッセージに同調する生徒もいた。さらに、本児が退会した後は、本児を非難するメッセージが複数投稿され、同級生に問い合わせた本児は、本児に対する一連の非難を目にした。
- ・この状況の中で、同級生 F によるいじめ加害行為に対して他の生徒は、追従したりはやし立てたりしていたが、エスカレートしていく投稿を止めようとする動きが見られなかった。このことから、クラスのグループLINE内には、本児を責め立てる様子を止めることなく見ていただけの傍観者が一定人数いたものと考えられる。
- ・仮に、同級生 F が送信したメッセージに対して、同調する者が誰もいなかったり、あるいは誰かが制止するような展開になっていたら、本児が受けた精神的苦痛は軽減されていた可能性があったと考えられるが、実際には、このグループLINEに参加する生徒らはこのいじめを止めに入るなどの主体的な対応ができておらず、本児を非難する投稿がエスカレートする中で主体的な関与が躊躇される状況だったと想像できる。

7 遺族と学校の関係維持に向けた事後対応の重要性

【提言・意見】

- ・第三者委員会が行う調査に際しては、客観的な事実の収集・確認に終始するばかりでなく、当然のことながら遺族をはじめ関係者の気持ちに十分配慮することが求められる。真相の解明を優先することで、遺族・関係者との信頼関係が損なわれるようなことがあってはならない。信頼感に基づく協力関係の下で調査が進められることは、遺族の心理的支援につながる可能性もある。
- ・学校設置者及び学校は、遺族と学校との信頼関係を維持していくためには、遺族に対して心理的支援の必要性が増しているとの認識を持ち対応を検討すべきであろう。そこで、学校設置者は、学校の対応状況の詳しい把握とともに客観的な判断に基づき、遺族及び学校に対してそれぞれのニーズに沿った支援ができる独立した専門家の派遣など、これまで以上に迅速かつ積極的な対応が可能となるような仕組みづくりを検討すべきである。
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（文部科学省）には、学校で行う基本調査から外部専門家による詳細調査への移行の判断についても述べられているが、本件は実際の事案での判断の難しさを改めて示すものとなった。基本調査から詳細調査への移行の判断について、指針では基本的な枠組みが示されているのみであるので、指針に基づき県独自の対応マニュアルを作成・整備することが望ましい。

【本件事案の考察】

- ・いじめの疑いによる本児の自死とその後の背景調査及び遺族への対応の過程で、本件高校は遺族との信頼関係を維持できておらず、本件高校として実施できる対応の限度を超えていた可能性がうかがえる。
- ・そのような状況の中で第三者委員会による調査の開始が遅れ、適切なタイミングを逸していたことは否定できない。

8 問題に直面した子どもを支える豊かな人間関係を築くこと

【提言・意見】

- ・自死を未然に防ぐ最も有効な存在の一つにゲートキーパー（命の番人）が挙げられる。日常生活の中で人間関係をより一層充実させること、お互いが命を見守る存在となることこそが、自死の未然防止に重要な役割を果たすものと思われる。
- ・学校や家庭など子どもの生活空間の中で、教員や周囲の大人がゲートキーパーとしての役割を果たすことができるよう子どもとの関係について認識を新たにするとともに、子どもたちに対しても自分自身がゲートキーパーにもなり得るような、豊かな人間関係を築いていくことの大切さを訴え続けることが重要である。

【本件事案の考察】

- ・お盆明けには顧問と退部について直接会って話すことになるはずであったが、喫煙の事実が学校全体で問題となっていれば、退部に向けた話し合いどころでは済まされない状況が想像できたのではないかと。本児にとって自分一人では解決できない問題を招き、周囲を巻き込んで迷惑をかけるという自責の念を感じ、時間的に切迫する中で、自死という厭世的な問題解決法を選択した可能性があるのではないかと考えられる。
- ・自死を未然に防ぐためには、さまざまな問題に直面した際に、厭世的な問題解決法以外の解決方法を選択できる力を身に着けることが必須である。しかしながら、さまざまな発達段階にある子どもたちにとって、取り得る問題解決の方法は未熟であったり、限られたものにならざるを得ないことも否定できない。
- ・本児には、自死を未然に防ぐことにもなる、ゲートキーパー的存在を含む十分な人間関係を持っていなかった可能性が否定できない。

第5 結語

当委員会による調査の経過及び結果は、以上のとおりである。

当委員会は、7件の行為をいじめと認定し、うち6件について本児の自死との間には因果関係が認められるものと判断した。

本件事案は、尊い命が失われたという痛ましい事案である。いじめによって、いじめを受けた子どもの身体や精神に危険が及ぼされることは、あってはならないことである。いじめによって、子どもの生命が失われることは、決してあってはならない。

いじめの根絶は、当委員会の委員全員の願いである。

本報告書の再発防止に向けた提言・意見が、とりわけ教育に関わる機関において活用され、いじめが根絶されることを期待する。